

平成28年度追加募集 浄化槽設置整備事業補助金

▶お問い合わせ：住民環境課 環境係(8番窓口) ☎64-1102

○補助対象の予定基数

浄化槽の大きさ	予定数	補助金額	基準となる居住用面積※
5人槽	14基	332,000円	居住面積が150㎡以下
7人槽	3基	414,000円	居住面積が150㎡以上

※浄化槽の大きさについては、算定基準がありますので浄化槽設置業者の方とご相談ください。

○申込期間 **10月3日(月)～31日(月)** ※8時30分～17時15分(土、日、祝日は除く)

○申し込み要項

- (1) 補助対象となる地域は農業集落排水対象地域を除く湯浅町内全域
- (2) 湯浅町に住所を有すること、もしくは設置後に湯浅町内に住所を有すること
- (3) 7人槽以下の浄化槽を設置する専用住宅(店舗併用の場合は2分の1以上が居住用建物)
- (4) 平成29年3月31日までに浄化槽設置完了届を提出できること
(事業を完了し書類等提出可能な方)
- (5) 浄化槽管理講習を受け、受講済証をお持ちの方
- (6) 申し込み基数が予定数を上回る場合は、抽選となります。
※抽選方法等はおって連絡します。

○浄化槽管理講習会について

開催日	会場	開始時刻
10月21日(金)	広川町役場3階 大会議室	13時30分～
11月18日(金)	有田川町役場吉備庁舎3階 中会議室	13時30分～
12月13日(火)	有田市役所3階 第1・2会議室	13時30分～
2月23日(木)	湯浅町総合センター2階 集会室	19時～

当日は、受付で本人確認のため運転免許証等の身分証明をご提示願います。

10月1日は浄化槽の日

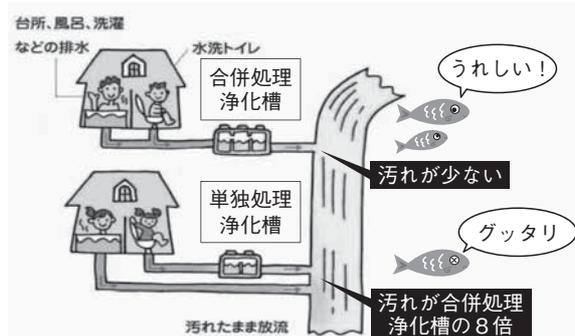
和歌山県は汚水処理人口普及率が全国都道府県で46位(ワースト2位)です。きれいな水環境を後世に残すために、生活排水の適正処理に町民の皆さまのご協力をお願いします。

集落排水等の区域外にお住まいの「くみ取り便槽」や「単独処理浄化槽」を設置されているご家庭は、台所等の生活雑排水もきれいに処理できる「合併処理浄化槽」への転換をお願いします。

※①浄化槽の設置の際に補助金制度があります。

※②浄化槽は定期的な保守点検、清掃が必要で、また、県指定検査機関による年1回の法定検査を必ず受けてください。

詳しくは、住民環境課 環境係 ☎64-1102 までお問い合わせください。



合併処理浄化槽への
転換をしましょう!